

令和7年度 経営力向上支援事業 募集要領

令和6年4月作成

令和7年6月改正

1 目的

この事業は、喜多方市の商業の活性化を図るため、喜多方市商業振興ビジョンに基づいて「経営力(※)」の向上に取り組む事業者を支援することを目的としています。

※「経営力」とは、販売力、集客力、店舗の魅力など、良好な事業環境を形成するために必要な資質や要素をいいます。

2 令和7年度事業について

令和7年度も一般枠（上限20万円まで）のみの受付けとなります。

また、令和6年度に経営力向上支援事業（以下「本事業」という）に申請し、補助金を受けた事業者は、当年度は補助対象者から除きます。

3 募集期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月30日（月）まで

4 事業期間（見積取得などの際に留意してください。）

令和7年7月下旬（交付決定日以降）から令和8年2月27日（金）まで

5 採択結果等

令和7年7月下旬を予定。応募者全員に結果を通知します。

- ・交付額は申請額を下回ることがあります。
- ・採択後は事務局からの案内に沿って事業に着手してください。
- ・採択になる前に事業に着手した場合、採択は無効となります。

6 申請要件

- 喜多方市内で商業・サービス業・製造業などを営む、原則、創業2年目以降（※1）の小規模企業者（※2）。（補助対象者の範囲は下表のとおり）
- 市税等を完納していること。
- その他、チェーン店展開をしている法人の喜多方の支店については、全社の従業員数が小規模企業者の要件を満たすか、支店が独自に営業申告をしている場合は対象となります。また、複数の事業所が共同で取り組む事業も対象となります。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社及び会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)</li> <li>・個人事業主(商工業者であること)</li> <li>・<u>一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※3)</u></li> <li>・<u>一定の要件を満たした個人農業者(※4)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和6年度に本事業に申請し、補助金を受けた事業者</u></li> <li>・医師、歯科医師、助産師</li> <li>・個人農業者</li> <li>・協同組合等の組合</li> <li>・(一般・公益) 社団法人</li> <li>・(一般・公益) 財団法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・宗教法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・任意団体</li> </ul>

※1：この事業は、既存の事業内容を見直し、現状と比較して「経営力」を向上させることが目的であることから、創業後の事業実績が確認できない場合や、申請内容が創業支援とみなされる場合は対象外となる可能性があります。

※2：小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下〔商業又はサービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人以下〕の事業所。

※3：特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となります。

なお、同要件を満たす「常時使用する従業員の数」の適用業種は「製造業その他」として従業員基準(20人以下)を用います。

① 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。

② 認定特定非営利活動法人でないこと。

※4：農業所得の他に事業所得として売り上げを申告していること。屋号、店舗、ホームページなど独自の販売方法を持っていること。

## 7 交付額

1 申請または1事業者あたり対象経費の2分の1以内(上限20万円)

※申請内容に複数の事業が盛り込まれている場合は、関連性を審査します。

申請全体としては採択基準を満たしていても、複数の事業に関連性が認められない場合は対象外となる場合があります。

- ・ 交付額は申請額を下回ることがあります。

## 8 補助対象事業

□ 広告宣伝、店舗の魅力及び環境の向上、サービス及び商品の開発などの、  
現在の事業を見直し、売上や来客を増やすために新たに取り組む事業。

- ・ この事業は、既存の事業内容を見直し、現状と比較して「経営力」を向上させることが目的であることから、この補助金を既存の事業へ充当することや、単なる修繕などは対象となりません。

### ○ 補助対象となる経費の例

1 広告宣伝費	販促チラシ、広報パンフレット及びホームページ等の作成並びに広告の掲載等に要する経費
2 会場使用料	商談及び会議等に使用する施設の使用に要する経費
3 商談会等出展料	商談会及び展示会等への参加に要する参加料及び出展料などの経費
4 設備費	店舗の改装、レイアウトの改良並びに備品及び設備の導入等に要する経費
5 開発費	新商品及び新サービスの開発等に必要な原材料の購入、試験、分析及び調査等に要する経費
6 旅費	商談会等への参加に要する旅費並びに事業実施に必要な会議及び打合せ等に要する経費
7 専門家派遣費	専門家から必要な指導及び助言等を受けるために要する経費
8 事務経費	事業実施に必要な事務用品及び通信運搬費等の経費

### × 補助対象とならない経費の例

1	販売する商品の原材料費
2	商品のパッケージ、パンフレットにかかる印刷・製作費 <u>(デザイン料は対象とします。見積等の際に留意してください。)</u>
3	汎用性があり目的外使用になり得るもの (パソコン、プリンタ、タブレット端末など)
4	店舗等に必須と考えられる家電の購入・設置 (エアコン、ファンヒーターなど)
5	トイレ改修工事のうち、下水道工事にかかる経費 <u>(新設の場合は下水道工事費も対象とします。)</u>

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 6 | 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 |
|---|------------------------------------|

## 9 申請方法

募集期間内に下記の必要書類を揃えて、喜多方市役所産業部商工観光課または熱塩加納総合支所、塩川総合支所、山都総合支所、高郷総合支所の産業建設課に持参してください。

事業計画について口頭での説明を希望される場合は、本庁商工観光課においてヒアリングを行いますので、電話にて予約の上ご来庁ください。

### (1) 申請に必要な書類

- 喜多方市商業等活性化事業補助金交付申請書（要綱で定める様式第1号）
- 事業計画書（この要領で定める別紙1）
- 収支予算書（この要領で定める別紙2）
- 事業にかかる経費の内訳がわかる見積書等
- （改装の場合）改装前の写真
- 事業活動が確認できる資料等（会社概要、商品パンフレット、ホームページ、営業許可証等）
- 申告書等の写し
  - ・ 個人の場合（下記ア、イを両方添付）
    - ア：令和6年分確定申告書（第1表）
    - イ：白色申告収支内訳書または青色申告収支決算書1，2ページの写し
  - ・ 法人の場合（下記ア、イを両方添付）
    - ア：直近の確定申告書（別表1）
    - イ：法人事業概況説明書の写し
- 納税証明書等（全ての市税に係る令和6年度および令和7年度のもの。個人事業主で市外に住所を有する場合は居住地が確認できるもの。）

### (2) 任意の添付書類（加点要素）

- 会津喜多方商工会議所またはきたかた商工会からの意見書
  - ・ 市内の商工業者の経営に対して、個別かつ専門的に支援することのできる会津喜多方商工会議所及びきたかた商工会から継続的なアドバイスを受けることを推奨します。
  - ・ 意見書は継続的なアドバイスを受けることを前提としているため、申請直前ではなく余裕を持って相談してください。

### (3) 申請時の留意点

- ① 見積を徴する際は、単に金額だけを確認するのではなく、必ず納期や工事完了予定日を確認してください。
- ② 採択になる前に事業に着手した場合、採択は無効となります。
- ③ 概算払請求は認めません。
- ④ 他の補助金との併用はできません。
- ⑤ 過去に採択されていない事業所を優先します。
- ⑥ 個人事業者で、事業所の所在地と住民登録上の住所が異なる場合、申請書には事業所の所在地を記載してください。
- ⑦ 原則として市内業者へ発注する事業を対象とします。やむを得ず市外業者へ発注を予定する場合は、理由を事業計画書の該当欄に記載してください。
- ⑧ 補助額については事業の途中で対象経費が増加した場合でも採択額が上限となり、対象経費が減少した場合は対象経費の2分の1の額となります。

## 10 審査方法

申請内容について総合的・相対的に審査し、採択者を決定します。  
審査結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには応じかねます。

## 11 実績報告・交付請求

採択者は事業完了後14日以内に、下記の書類を提出してください。

- 実績報告書（要綱で定める様式第4号）
- 交付請求書（要綱で定める様式第6号）
- 収支決算書（この要領で定める別紙3）
- 経費の支出が証明できる領収書等の写し
- 改装の場合、改装後の写真
- 実施状況、実績、成果等が分かる書類
- その他市長が必要と認める書類

## 12 申込み・問合せ先

喜多方市 産業部 商工観光課 商工業・雇用・創業支援班  
TEL:0241-24-5233